

第7回 帯広交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会 兼 第11回帯広地区タクシー協議会

議 事 次 第

平成26年2月20日（木）13：30～
北海道運輸局帯広運輸支局 2階会議室

1. 開会

2. 議題

(1) 帯広交通圏における地域計画の進捗状況等

(2) 改正法律について

(3) その他

3. 閉会

第7回帯広交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会 委員出席者名簿

平成26年2月20日(木)
北海道運輸局帯広運輸支局

十勝地区ハイヤー協会会長	北村 安正	
十勝地区ハイヤー協会経営労務委員長	奥 昌憲	
協同組合帯広個人タクシー協会理事長	松倉 盛吉	
エイシン運輸有限会社代表取締役	桑島 信一	代理 松田欣雄
北海道釧路方面帯広警察署交通第一課長	栗山 文雄	
帯広労働基準監督署監督課長	徳本 勝則	
一般社団法人帯広消費者協会専務理事	大西 正和	
全国自動車交通労働組合連合会北海道地方連合会 帯広地域協議会議長	柴田 芳宏	
帯広市商工観光部商業まちづくり課長	金森 克仁	
北海道運輸局帯広運輸支局支局長	中村 昭一	

(順不同、敬称略)

資料1

特定事業計画の進捗状況

1. 特定事業計画認定申請・認定状況(総括表)

H26. 1. 31現在

法人タクシー					個人タクシー				
特定事業計画認定申請			事業再構築			対象事業者数	申請事業者数	認定事業者数	
対象事業者数	申請事業者数	認定事業者数	単独による事業再構築認定事業者	共同による事業再構築認定事業者	減車・休車車両数				
					減車	休車			
17	17	17	10	0	29	0	70	70	70

基準車両数	H21.9.30現在の車両数	H21.10.1～H22.5.7までの減車車両数	H22.5.7(特定事業計画受付開始日)現在の車両数	事業再構築による減車・休車数	H22.5.7以降の事業再構築によらない減車数	事業再構築による減車・休者実施後の車両数	基準車両数からの減車車両数	基準車両数からの減車率	事業再構築による減休車数の基準車両数に対する減車率
479	454	1	453	29	36	388	91	19%	6.05%

※29

※35

※389

※90

※19%

※6.05%

※印は昨年度資料の数字

2. 特定事業計画認定申請・認定状況(事業者別)

法人事業者

H26.1.31現在

	事業者名	特定事業計画の認定申請				保有車両数					事業再構築実施後の供給力削減状況		備考	
		申請日	認定日	特定事業計画最終実施時期	事業再構築の有無	基準車両数 ① ※2、3	特定事業計画申請時の車両数	事業再構築削減数 ②			事業再構築実施後の車両数 (再構築実施後の減車も反映) ①-②=③	削減数 ①-③		削減率 (①-③)/①
								再構築減車	認定後減車	合計				
1	(株)まりもハイヤー	H22.5.7	H22.5.26 ※1	H22.10	○	84	49	5	20	25	57	27	32.1%	
2	中央タクシー(株)	H22.6.3	H22.6.10 ※1	H22.11	○	47	46	4	0	4	42	5	10.6%	
3	帯広ハイヤー(株)	H22.7.30	H22.8.27 ※1	H22.11	○	41	40	1	3	4	36	5	12.2%	
4	(株)大ーハイヤー	H22.9.6	H22.9.27	H22.10	×	18	53	0	9	9	0	13	72.2%	※4
5	金星釧路ハイヤー(株)	H22.9.6	H23.9.27 ※1	H22.10	○	27	27	3	0	3	24	3	11.1%	
6	大正交通(有)	H22.9.6	H23.9.27 ※1	H22.10	○	18	16	1	0	1	17	1	5.6%	
7	音更タクシー(有)	H22.9.6	H22.9.27	H22.10	×	12	12	0	0	0	12	0	0.0%	
8	(有)中札内ハイヤー	H22.9.6	H22.9.27	H22.10	×	3	3	0	0	0	3	0	0.0%	
9	日の丸交通(株)	H22.9.8	H22.9.27	H22.10	×	55	35	0	0	0	35	20	36.4%	
10	東京ハイヤー(株)	H22.9.8	H23.9.27 ※1	H22.10	○	23	20	2	0	2	20	3	13.0%	
11	東洋タクシー(有)	H22.9.8	H23.9.27 ※1	H22.10	○	37	37	4	0	4	33	4	10.8%	
12	十勝バス(株)	H22.9.9	H22.9.27	H22.10	×	5	5	0	0	0	5	0	0.0%	
13	ワインタクシー(株)	H22.9.14	H22.9.27	H22.10	×	9	9	0	0	0	9	0	0.0%	
14	北斗タクシー(有)	H22.9.17	H22.9.27	H22.10	×	17	17	0	0	0	17	0	0.0%	
15	十勝観光ハイヤー(株)	H22.9.21	H23.9.27 ※1	H22.10	○	37	37	4	0	4	33	4	10.8%	
16	(有)こぼとハイヤー	H22.9.21	H22.9.27 ※1	H22.10	○	21	21	3	0	3	18	3	14.3%	
17	エイシン運輸(有)	H22.11.30	H22.12.2 ※1	H23.2	○	25	27	2	3	5	22	3	12.0%	
18	北海道拓殖バス(株)										5			※4
計						479	454	29	35	64	388	91	19.0%	

※1 その日付以降に変更認定有り

※2 H20.7.11現在のタクシー車両数

※3 (株)まりもハイヤー及びエイシン運輸(有)については譲渡車両を減算、大正交通(有)及び東京ハイヤー(株)は譲受車両を増算

※4 (株)大ーハイヤーについては1両減車、5両を北海道拓殖バス(株)に全部譲渡

個人事業者

総事業者数	70
認定事業者数	70

3. 特定事業の事業別認定状況

法人事業者

H26. 1. 31現在

特定事業の種別	認定件数 (重複有)
(1) 短距離、ワンメーターを歓迎する運転者教育および「お気軽にどうぞ」を呼びかける利用者へのPR	1
(1) 禁煙車の導入	15
(1) サービス向上のための教育・研修の実施	1
(3) デジタルタコグラフの活用など運行管理の徹底による労働時間の短縮	4
(3) 健康診断等の充実	1
(3) 防犯訓練の実施	1
(5) アイドリングストップ運動の推進	6
(5) エコドライブの推進	5
計	34

個人事業者

特定事業の種別	認定件数 (重複有)
(1) 短距離、ワンメーターを歓迎する運転者教育および「お気軽にどうぞ」を呼びかける利用者へのPR	18
(1) 子育て支援タクシーの運行	1
(2) 車両費用等の削減	5
(5) タクシー乗り場及び周辺における美化の促進	8
(5) アイドリングストップ運動の推進	10
(5) エコドライブの推進	28
計	70

4. 数字で見るタクシー輸送実績等の推移(法人タク)

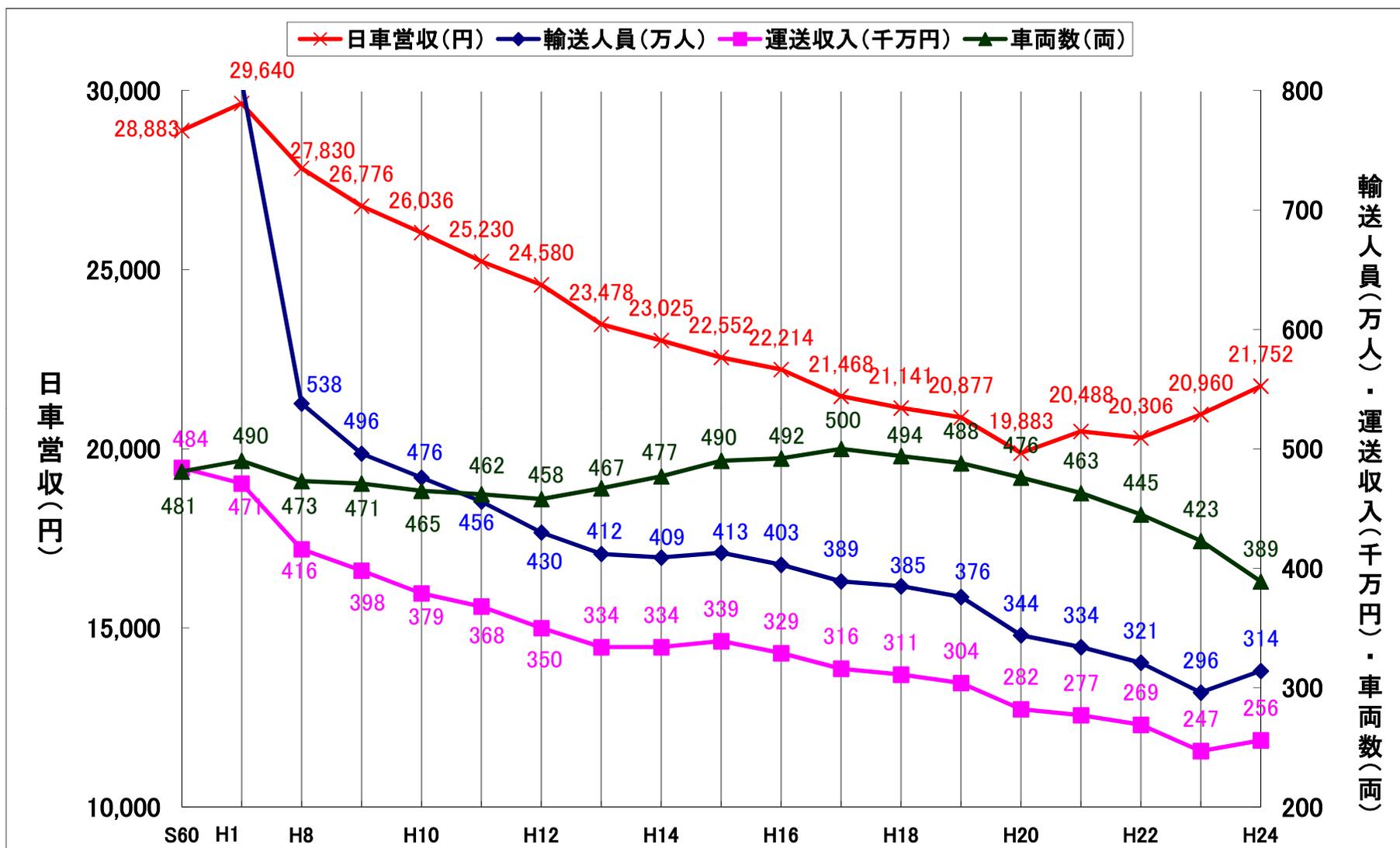
帯広交通圏

年度	延実在車両数 (両)	延実働車両数 (両)	実働率 (%)	実車キロ			輸送回数		運送収入		(参考) 初乗り運賃(円)
				実車キロ(km)	実車率 (%)	1日1車 当り(km)	輸送回数(回)	1日1車 当り(回)	運送収入(千円)	1日1車 当り(円)	
昭和60年	175,002	167,603	95.8	17,722,360	36.7	105.7	6,209,755	37.1	4,841,042	28,884	390
平成元年	(100) 178,650	(100) 158,754	88.9	(100) 17,363,501	40.0	(100) 109.4	(100) 5,927,676	(100) 37.3	(100) 4,705,524	(100) 29,640	400
平成8年	173,300	149,602	86.3	12,768,189	38.7	85.3	4,048,373	27.1	4,163,444	27,830	480
平成9年	171,852	148,693	86.5	11,452,020	36.7	77.0	3,683,090	24.8	3,981,546	26,777	530
平成10年	170,210	145,671	85.6	10,861,858	36.0	74.6	3,526,010	24.2	3,792,758	26,036	530
平成11年	169,865	145,923	85.9	10,553,236	36.2	72.3	3,416,487	23.4	3,681,770	25,231	530
平成12年	167,273	142,563	85.2	9,978,843	35.9	70.0	3,253,835	22.8	3,504,243	24,580	530
平成13年	(93) (100) 166,612	(90) (100) 142,185	85.3	(55) (100) 9,567,302	35.1	(62) (100) 67.3	(52) (100) 3,083,543	(58) (100) 21.7	(71) (100) 3,338,224	(79) (100) 23,478	530
平成14年	171,584	144,914	84.5	9,506,601	34.5	65.6	3,061,766	21.1	3,336,612	23,025	530
平成15年	177,436	150,172	84.6	9,655,697	33.8	64.3	3,086,891	20.6	3,386,605	22,552	530
平成16年	179,351	148,168	82.6	9,371,296	33.5	63.2	3,014,741	20.3	3,291,405	22,214	530
平成17年	180,365	147,373	81.7	9,006,191	32.4	61.1	2,913,807	19.8	3,163,917	21,469	530
平成18年	182,096	146,950	80.7	8,832,658	31.8	60.1	2,889,781	19.7	3,106,608	21,141	530
平成19年	179,900	145,449	80.8	8,649,275	32.1	59.5	2,808,494	19.3	3,036,574	20,877	530
平成20年	177,058	141,745	80.1	7,987,347	31.7	56.4	2,600,145	18.3	2,818,334	19,883	530
平成21年	(96) (103) 170,787	(85) (95) 135,144	79.1	(45) (83) 7,897,401	32.3	(53) (87) 58.4	(43) (83) 2,556,784	(51) (87) 18.9	(59) (83) 2,768,850	(69) (87) 20,488	530
平成22年	(94) (100) 167,552	(83) (93) 132,426	79.0	(44) (81) 7,760,900	32.4	(53) (87) 58.6	(42) (81) 2,502,463	(51) (87) 18.9	(57) (81) 2,689,107	(69) (86) 20,306	530
平成23年	(84) (90) 149,687	(74) (83) 118,060	78.9	(41) (75) 7,205,811	32.9	(56) (91) 61.0	(39) (75) 2,323,062	(53) (91) 19.7	(53) (74) 2,474,514	(71) (89) 20,960	530
平成24年	(82) (88) 146,923	(74) (83) 117,658	80.1	(44) (80) 7,650,882	35.1	(59) (97) 65.0	(42) (80) 2,473,662	(56) (97) 21.0	(54) (77) 2,559,322	(73) (93) 21,752	530

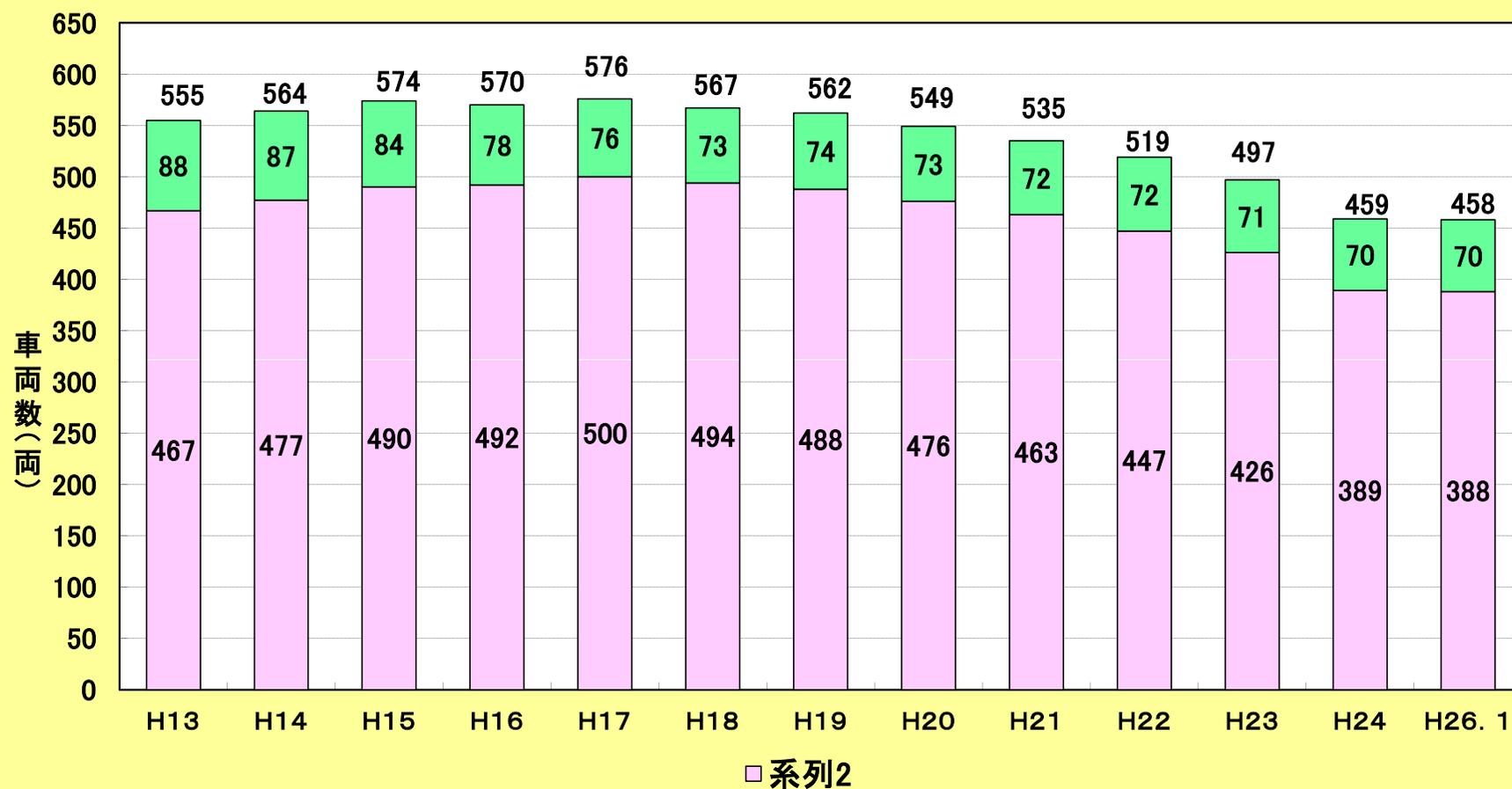
タクシー事業者全保有車両の実績(福祉限定事業者を除く)

(参考)初乗り運賃は平均的な事業者の小型車の初乗り運賃

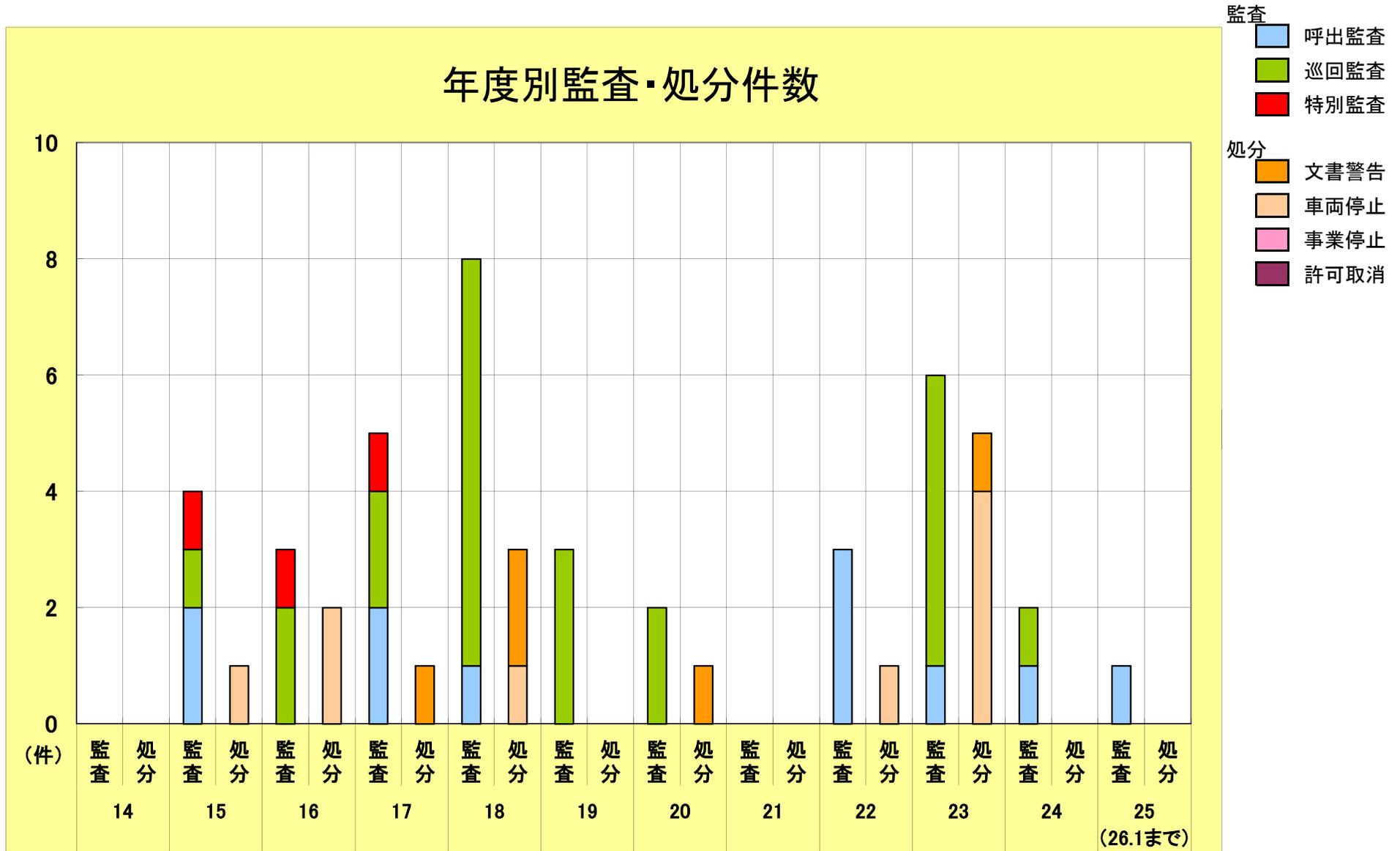
5. グラフで見るタクシー輸送実績等の推移(法人タクシー)



6. 年度別タクシー車両数の推移(法人・個人)

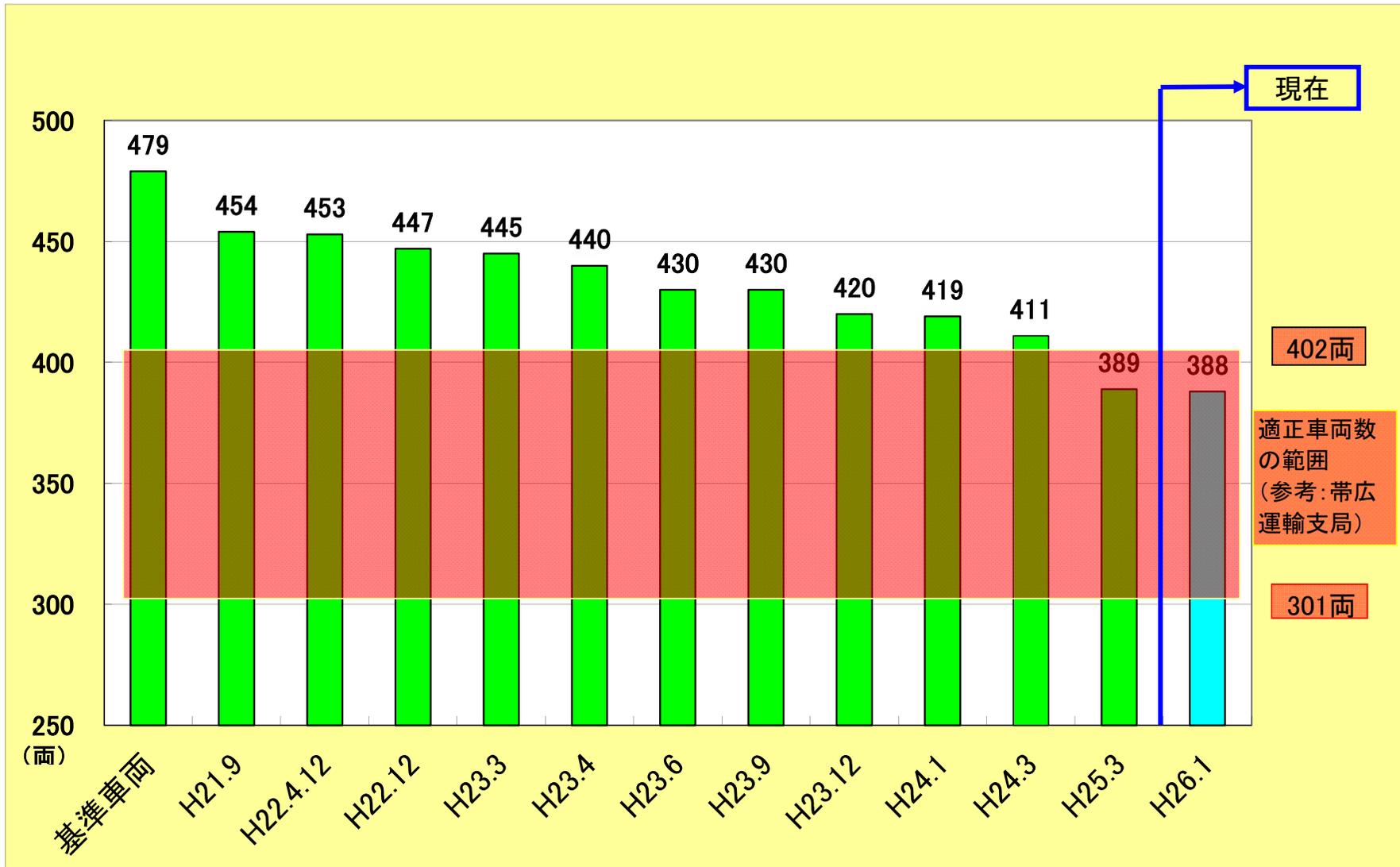


7. 帯広交通圏 ・ タクシー事業者への監査実施状況等



事業再構築の進捗状況

1. 法人事業者における減車実施に伴う車両数の推移



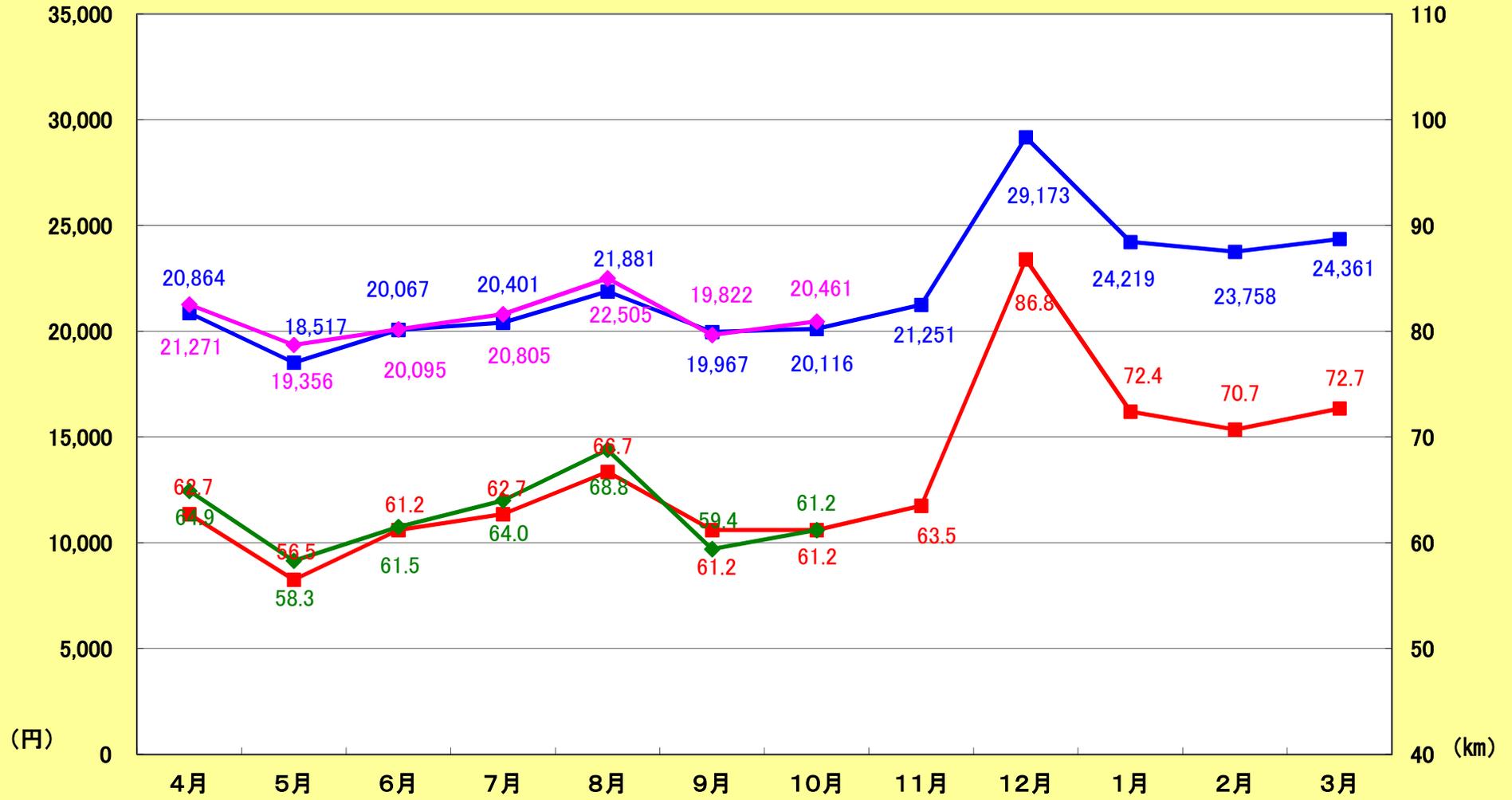
2. 法人タクシー月別輸送実績の推移等(交通圏全体)

		延実在車両数 (日車)	延実働車両数 (日車)	実働率	走行キロ (km)	実車キロ (km)	実車率	運送回数 (回)	輸送人員 (人)	営業収入 (千円)	実働日車当たり				
											走行キロ (km)	実車キロ (km)	運送回数 (回)	輸送人員 (人)	営業収入 (円)
4月	23年度	13,260	10,686	80.6%	1,933,446	587,427	30.4%	194,507	247,783	206,289	180.9	55.0	18.2	23.2	19,305
	24年度	12,210	9,572	78.4%	1,782,756	599,811	33.6%	197,518	250,662	199,712	186.2	62.7	20.6	26.2	20,864
	25年度	11,490	9,387	81.7%	1,802,506	609,204	33.8%	198,718	249,855	199,667	192.0	64.9	21.2	26.6	21,271
	前年比	94.1%	98.1%	3.3%	101.1%	101.6%	0.2%	100.6%	99.7%	100.0%	103.1%	103.5%	102.9%	101.5%	102.0%
5月	23年度	13,712	10,715	78.1%	1,853,974	543,187	29.3%	189,561	227,220	186,426	173.0	50.7	17.7	21.2	17,399
	24年度	12,636	9,831	77.8%	1,753,777	555,144	31.7%	180,611	228,919	182,042	178.4	56.5	18.4	23.3	18,517
	25年度	11,873	9,667	81.4%	1,756,261	564,051	32.1%	186,113	234,659	187,115	181.7	58.3	19.3	24.3	19,356
	前年比	94.0%	98.3%	3.6%	100.1%	101.6%	0.5%	103.0%	102.5%	102.8%	101.8%	103.2%	104.9%	104.3%	104.5%
6月	23年度	13,243	10,642	80.4%	1,884,286	573,944	30.5%	181,396	232,549	196,258	177.1	53.9	17.0	21.9	18,442
	24年度	11,880	9,598	80.8%	1,768,915	587,348	33.2%	185,683	234,831	192,601	184.3	61.2	19.3	24.5	20,067
	25年度	11,490	9,534	83.0%	1,758,396	586,210	33.3%	182,830	231,508	191,581	184.4	61.5	19.2	24.3	20,095
	前年比	96.7%	99.3%	2.2%	99.4%	99.8%	0.1%	98.5%	98.6%	99.5%	100.1%	100.5%	99.5%	99.2%	100.1%
7月	23年度	13,570	10,888	80.2%	1,989,364	645,613	32.5%	195,968	251,997	219,019	182.7	59.3	18.0	23.1	20,116
	24年度	12,090	9,863	81.6%	1,839,839	618,064	33.6%	188,457	240,709	201,218	186.5	62.7	19.1	24.4	20,401
	25年度	11,873	9,902	83.4%	1,859,744	633,322	34.1%	193,394	245,631	206,015	187.8	64.0	19.5	24.8	20,805
	前年比	98.2%	100.4%	1.8%	101.1%	102.5%	0.5%	102.6%	102.0%	102.4%	100.7%	102.1%	102.1%	101.6%	102.0%
8月	23年度	13,516	10,759	79.6%	1,945,796	629,285	32.3%	200,024	261,116	217,430	180.9	58.5	18.6	24.3	20,209
	24年度	12,086	9,883	81.8%	1,876,200	659,455	35.1%	204,202	266,424	216,250	189.8	66.7	20.7	27.0	21,881
	25年度	11,873	9,819	82.7%	1,902,677	675,186	35.5%	209,781	274,206	220,976	193.8	68.8	21.4	27.9	22,505
	前年比	98.2%	99.4%	0.9%	101.4%	102.4%	0.3%	102.7%	102.9%	102.2%	102.1%	103.1%	103.4%	103.3%	102.9%
9月	23年度	13,020	10,368	79.6%	1,820,047	575,027	31.6%	182,335	233,869	197,176	175.5	55.5	17.6	22.6	19,018
	24年度	11,674	9,455	81.0%	1,742,390	578,476	33.2%	180,815	229,802	188,791	184.3	61.2	19.1	24.3	19,967
	25年度	11,490	9,460	82.3%	1,674,632	561,609	33.5%	179,851	229,787	187,517	177.0	59.4	19.0	24.3	19,822
	前年比	98.4%	100.1%	1.3%	96.1%	97.1%	0.3%	99.5%	100.0%	99.3%	96.0%	97.1%	99.5%	100.0%	99.3%
10月	23年度	13,454	10,645	79.1%	1,854,688	595,390	32.1%	191,222	245,032	205,639	174.2	55.9	18.0	23.0	19,318
	24年度	11,901	9,748	81.9%	1,781,582	596,122	33.5%	190,260	240,985	196,091	182.8	61.2	19.5	24.7	20,116
	25年度	11,873	9,701	81.7%	1,745,175	594,023	34.0%	194,380	250,522	198,495	179.9	61.2	20.0	25.8	20,461
	前年比	99.8%	99.5%	-0.2%	98.0%	99.6%	0.6%	102.2%	104.0%	101.2%	98.4%	100.0%	102.6%	104.5%	101.7%
11月	23年度	12,775	9,985	78.2%	1,792,774	579,376	32.3%	185,341	235,867	200,532	179.5	58.0	18.6	23.6	20,083
	24年度	11,490	9,477	82.5%	1,768,903	601,462	34.0%	199,666	252,234	201,392	186.7	63.5	21.1	26.6	21,251
	25年度			#DIV/0!			#DIV/0!				#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
	前年比	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	#DIV/0!	0.0%	0.0%	0.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
12月	23年度	13,119	10,450	79.7%	2,164,337	819,229	37.9%	260,112	334,221	285,881	207.1	78.4	24.9	32.0	27,357
	24年度	11,873	9,824	82.7%	2,070,465	852,263	41.2%	271,177	344,000	286,599	210.8	86.8	27.6	35.0	29,173
	25年度			#DIV/0!			#DIV/0!				#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
	前年比	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	#DIV/0!	0.0%	0.0%	0.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
1月	23年度	13,107	9,982	76.2%	1,873,935	671,037	35.8%	221,253	283,094	233,673	187.7	67.2	22.2	28.4	23,409
	24年度	11,873	9,640	81.2%	1,815,639	697,957	38.4%	228,671	291,181	233,468	188.3	72.4	23.7	30.2	24,219
	25年度			0.0%			0.0%				0.0	0.0	0.0	0.0	0
	前年比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2月	23年度	12,142	9,538	78.6%	1,841,142	634,091	34.4%	209,918	264,390	214,263	193.0	66.5	22.0	27.7	22,464
	24年度	10,724	8,946	83.4%	1,691,310	632,044	37.4%	207,995	262,402	212,539	189.1	70.7	23.3	29.3	23,758
	25年度			0.0%			0.0%				0.0	0.0	0.0	0.0	0
	前年比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3月	23年度	12,707	10,069	79.2%	1,955,160	688,943	35.2%	228,180	288,609	231,526	194.2	68.4	22.7	28.7	22,994
	24年度	11,873	9,778	82.4%	1,941,253	710,444	36.6%	232,964	296,610	238,204	198.5	72.7	23.8	30.3	24,361
	25年度			#DIV/0!			#DIV/0!				0.0	0.0	0.0	0.0	0
	前年比	0.0%	0.0%	#DIV/0!	0.0%	0.0%	#DIV/0!	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	22年度	157,625	124,727	79.1%	22,908,949	7,542,549	32.9%	2,439,817	3,105,747	2,594,112	183.7	60.5	19.6	24.9	20,798
	23年度	142,310	115,615	81.2%	21,833,029	7,688,590	35.2%	2,468,019	3,138,759	2,548,907	188.8	66.5	21.3	27.1	22,047
	24年度			#DIV/0!			#DIV/0!				#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
	前年比	0.0%	0.0%	#DIV/0!	0.0%	0.0%	#DIV/0!	0.0%	0.0%	0.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

※一般タクシー車両の輸送実績(福祉車両除く)

実働日車当り実車キロ・営業収入の推移(帯広交通圏)

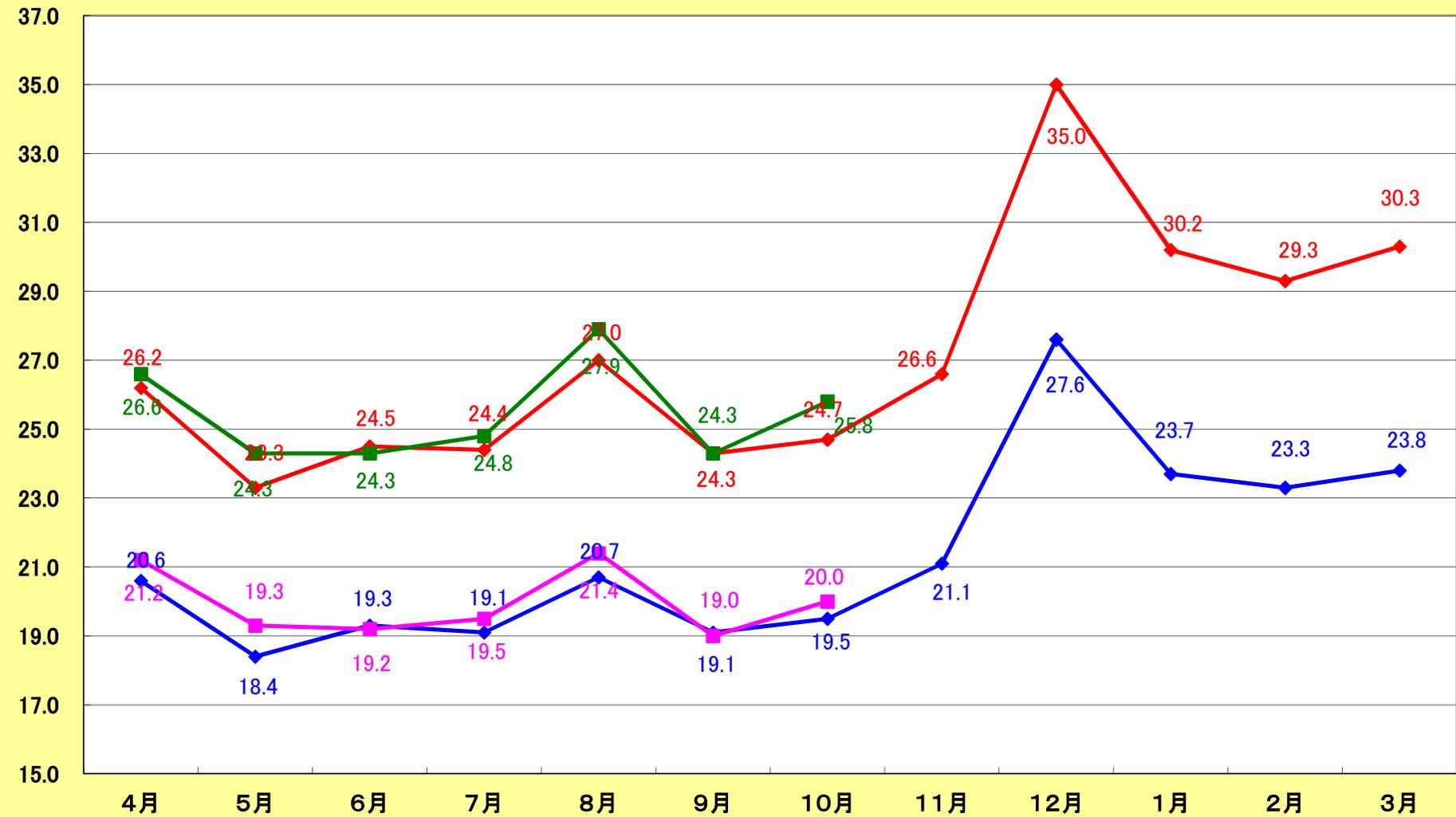
■ H24年度営業収入 ◆ H25年度営業収入 ■ H24年度実車キロ ◆ H25年度実車キロ



実働日車当り運送回数・輸送人員の推移(帯広交通圏)

◆ H24年度運送回数 ■ H25年度運送回数 ◆ H24年度輸送人員 ■ H25年度輸送人員

(人・回)



地域計画における特定事業等の一 覧(参考)

1. 地域計画における特定事業・その他事業の一覧(帯広交通圏)

特定事業・その他事業の概要	実施主体	実施時期
(1) タクシーサービスの活性化		
【特定事業】		
○ サービス提供レベルに関するモニター調査の実施・活用	事業者、法人協会、個人協会	短期
○ サービス向上のための教育・研修の実施	事業者、個人協会	短期
○ 地理教育の徹底	事業者	短期
○ 短距離、ワンメーターを歓迎する運転者教育及び「お気軽にどうぞ」を呼びかける利用者へのPR	事業者、法人協会、個人協会	短期
○ ETCの導入	事業者	短期
○ カーナビの導入	事業者	短期・中期
○ ユニバーサルデザイン車両の導入	事業者	中期
○ 福祉タクシーの運行	事業者	短期・中期
○ 介護タクシーの運行	事業者	短期・中期
○ 子育て支援タクシーの運行	事業者	短期・中期
○ チャイルドシートの導入	事業者	短期・中期
○ 妊婦支援タクシーの運行	事業者	短期・中期
○ ケア輸送サービス従事者研修の受講の促進	事業者	短期
○ 観光タクシー乗務員認定制度(仮称)の導入	事業者、法人協会、個人協会	中期
○ 電子マネー、クレジットカード、ICカード決済器の導入	事業者	短期・中期
○ 事業者における自社Webサイトの開設	事業者	短期・中期
○ 禁煙車の導入	事業者	短期
【その他事業】		
○ 情報提供などのためのHPの開設、Webサイトの構築	法人協会	短期・中期
○ バス・タクシーによる新商品の企画造成	バス、ハイヤー協会	短期・中期
○ 一次交通との連携	バス、ハイヤー協会	短期
○ 二次交通に関する窓口一本化	バス、ハイヤー協会	短期・中期
○ 乗り継ぎ案内の連携、総合かつ円滑化	バス、ハイヤー協会	短期・中期
○ 新たな観光ルートの研究開発、提供	バス、ハイヤー協会	短期・中期

特定事業・その他事業の概要	実施主体	実施時期
(2) 事業経営の活性化、効率化		
【特定事業】		
○ 効率的な勤務シフトへの転換などによる効率性の向上とこれに伴う1両あたりの生産性の向上	事業者	短期
○ デジタル式GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車	事業者	短期・中期
○ 共同配車システムの推進	事業者	短期・中期
○ 車両費用等の削減	事業者	短期
○ 部品や燃料などの共同購入の推進による経費の圧縮	事業者	短期
【その他事業】		
○ 市場調査、マーケティング等による需要構造分析	法人協会	短期・中期
○ ニューサービスに関する要望受付窓口の設置	法人協会	短期
○ 事前的なアクセス情報の発信による観光客誘致	バス、ハイヤー協会	短期・中期
○ 観光、宿泊関連機関との連携によるスポット需要の掘り起こし	バス、ハイヤー協会	短期
○ 自家用車、レンタカーから路線バス・タクシーへのモーダルシフト推進	バス、ハイヤー協会	中期
(3) タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上		
【特定事業】		
○ 賃金制度・乗務員負担制度の見直し	事業者、法人協会	短期・中期
○ デジタルタコグラフの活用など運行管理の徹底による労働時間の短縮	事業者	短期・中期
○ 効率的な勤務シフトへの転換等による長時間労働の短縮	事業者	短期
○ 嘱託・定時制運転者の採用年齢制限の導入	事業者	短期・中期
○ 若年労働者の積極的な雇用の促進	事業者	短期・中期
○ 健康診断等の充実	事業者	短期
○ 防犯訓練の実施	事業者	短期
○ 防犯カメラ等の導入	事業者	短期・中期

特定事業・その他事業の概要		実施主体	実施時期
(4) タクシー事業の構造的要因への対応			
	【その他事業】		
	○ タクシー乗り場の整備・拡充	自治体、法人協会、個人協会	短期・中期
(5) 交通問題、環境問題、都市問題の改善			
	【特定事業】		
	○ 主要なタクシー乗り場等の街頭指導の促進	事業者、法人協会、個人協会	短期・中期
	○ 帯広駅周辺、繁華街、大型スーパー等における混雑地域における違法駐停車の防止策の構築と徹底	事業者、法人協会、運輸局	短期・中期
	○ タクシー乗り場及び周辺における美化の促進	事業者、法人協会、個人協会	短期
	○ ハイブリット車、EV車等低公害車の導入促進	事業者	短期・中期
	○ アイドリングストップ車の導入	事業者	短期・中期
	○ 後付けアイドリングストップ装置の導入	事業者	短期・中期
	○ アイドリングストップ運動の推進	事業者	短期・中期
	○ グリーン経営認証の取得	事業者	短期・中期
	○ エコドライブの推進	事業者	短期・中期
	○ 安全プラン2009の目標値達成に向けての取り組みの推進	事業者、法人協会、個人協会、運輸局	短期
	○ NASVAネットの活用促進	事業者	短期・中期
	○ ドライブレコーダーを活用した安全運転の徹底・事故分析	事業者	短期・中期
	【その他事業】		
	○ タクシープールの整備	法人協会、個人協会、自治体、運輸局	短期・中期
	○ 自治体等が実施する交通渋滞対策等関係施策への積極的協力	法人協会、事業者、自治体、運輸局	短期

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 (タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法) による制度変更のポイント

旧

新

原則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

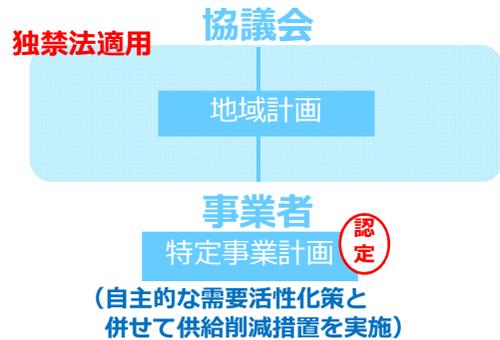
原則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

期間3年



※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

協議会の構成員

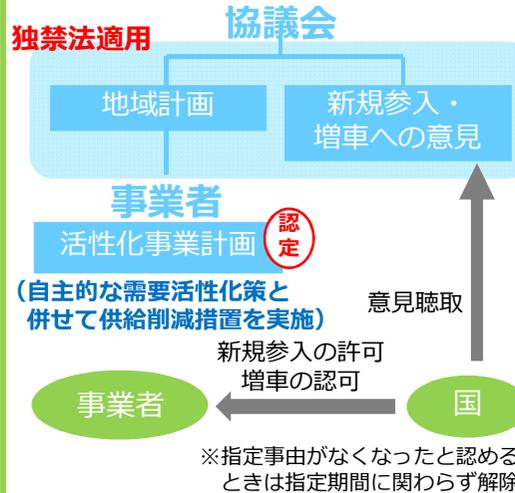
協議会の構成員は、次に掲げるものとする（括弧内は例）。

1. 地方運輸局長
2. 都道府県知事・市町村長又はそれらの指名する者
3. タクシー事業者等（社団法人〇〇都道府県タクシー協会、〇〇株式会社）
4. 労働組合等（〇〇労働組合〇〇都道府県支部）
5. 地域住民の代表（〇〇自治会長又は〇〇商工会長）
6. 鉄道事業者、バス事業者等
7. 学識経験者（〇〇大学教授〇〇）
8. 都道府県労働局又は労働基準監督署
9. 都道府県公安委員会
10. その他協議会が必要と認める者を列記

準特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

期間3年



※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

協議会の構成員

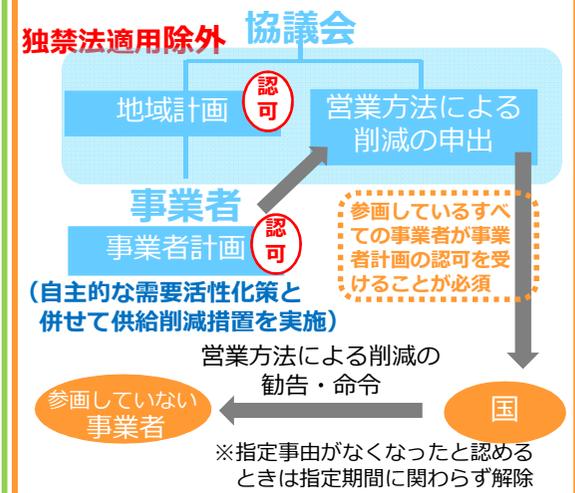
協議会の構成員は、次に掲げるものとする（括弧内は例）。

1. 都道府県知事・市町村長又はそれらの指名する者
2. タクシー事業者等（社団法人〇〇都道府県タクシー協会、〇〇株式会社）
3. 労働組合等（〇〇労働組合〇〇都道府県支部）
4. 地域住民の代表（〇〇自治会長又は〇〇商工会長）
5. 鉄道事業者、バス事業者等（〇〇株式会社）
6. 学識経験者（〇〇大学教授〇〇）
7. 都道府県労働局又は労働基準監督署
8. 都道府県公安委員会
9. その他協議会が必要と認める者を列記

特定地域（運審諮問・大臣指定）

- ◆ 新規参入・増車：禁止
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

期間3年



※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

地方運輸局長が構成員から外れる。

【参 考】

帯広交通圏タクシー事業 適正化・活性化協議会設置要綱

制 定：平成25年12月16日

一部改正：平成25年 1月28日

一部改正：平成26年 1月24日

（目的）

第1条 帯広交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、帯広交通圏（特定地域）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。

3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。

4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

（実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 地域計画の作成

(2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の

要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 協議会の運営方法

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

1 法第8条第1項に掲げる者

- (1) 北海道運輸局長又はその指名する者
- (2) 帯広市長又はその指名する者
- (3) 十勝地区ハイヤー協会会長及び経営労務委員長
- (4) 協同組合帯広個人タクシー協会理事長
- (5) タクシー事業者(タクシー協会等に所属している者を除く。)
- (6) 全国自動車交通労働組合連合会(全自交)北海道地方連合会帯広地域協議会を代表する者
- (7) 一般社団法人帯広消費者協会会長又はその指名する者

2 法第8条第2項に掲げる者

- (1) 帯広労働基準監督署長又はその指名する者
- (2) 北海道釧路方面帯広警察署長又はその指名する者

3 協議会は、前第1項の(2)～(7)に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前第2項に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

4 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長に申し出をするものとする。
ただし、第5条第12項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の5日前までに申し出があった者について、当該協議会の構成員として参画できるものとする。

5 協議会の構成員の把握は会長が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 会長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 5 協議会に事務局長をおき、会長が指名する。
- 6 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 7 事務局長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 8 協議会には、議事の円滑な進行を図るため、協議会の構成員の中から座長をおくことができる。
- 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長、座長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項に掲げる協議会の構成員の種別ごとに1個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 北海道運輸局長が合意していること。
 - ② 帯広市長が合意していること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ⑤ 労働組合等として参加している構成員が合意していること。
 - ⑥ 帯広消費者協会会長が合意していること。
 - ⑦ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
 - (3) 地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①②及び④から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 地域計画の作成に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
 - ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合

意していること。

⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 会長が合意していること。

② 会長以外の構成員の過半数が合意していること。

10 協議会は、地域計画の作成までは必要に応じて、作成後は定期的に開催することとする。

11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

12 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の14日前までにその旨を公表するものとする。

13 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

14 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法

第八条

特定地域及び準特定地域において、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業者等、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体及び地域住民は、次条第一項に規定する特定地域計画の作成及び当該特定地域計画の実施に係る連絡調整並びに第九条第一項に規定する準特定地域計画の作成及び当該準特定地域計画の実施に係る連絡調整その他当該特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議を行うための協議会（以下単に「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。
 - 一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
 - 二 学識経験を有する者
 - 三 その他協議会が必要と認める者
- 3 協議会は、第一項に規定する者が任意に加入し、又は脱退することができ、かつ、前項の規定に基づき構成員として加えた者が任意に脱退することができるものでなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附則

（特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条

旧特定地域について、新特定地域等特措法第三条第一項の規定により特定地域として指定され、又は新特定地域等特措法第三条の二第一項の規定により準特定地域として指定された際に旧特定地域特措法第八条第一項の規定により組織されている協議会（以下「旧協議会」という。）であって、**新特定地域等特措法第八条第三項の基準に適合するものは、同条第一項の規定により組織された協議会（以下「新協議会」という。）とみなす。**

第四条

旧特定地域について新特定地域等特措法第三条の二第一項の規定により準特定地域として指定された際に旧特定地域特措法第九条第一項の規定により作成されている地域計画（**前条の規定により新協議会とみなされる旧協議会が作成したものに限る。**以下「旧地域計画」という。）であって、新特定地域等特措法第四条第一項の規定に基づき定められた基本方針に適合するものは、新特定地域等特措法第九条第一項の規定により作成された準特定地域計画（次条において単に「準特定地域計画」という。）**とみなす。**

第五条

旧特定地域について新特定地域等特措法第三条の二第一項の規定により準特定地域として指定された際に旧特定地域特措法第十一条第一項の規定により作成されている特定事業計画（**前条の規定により準特定地域計画とみなされる旧地域計画に係るものに限る。**）は、新特定地域等特措法第十一条第一項の規定により作成された活性化事業計画**とみなす。**